

平成27年（わ）第241号 公職選挙法違反被告事件

被告人 齋藤まさし こと 酒井剛

冒頭陳述補充書

平成28年2月2日

静岡地方裁判所刑事部合議係 御中

主任 弁 護 人

小 川 秀 世

弁 護 人

平 岡 秀 夫

弁護人 酒 田 芳 人

1 適用違憲

本件の被告人齋藤まさしこと酒井剛氏（以下「齋藤氏」という。）の逮捕、起訴行為は公職選挙法を違憲的に適用した上での行為である。

判例における違憲判断はいわゆる目的手段審査によって行われ、政治活動の自由における審査は厳格に行うものとされている。すなわち、被告人の人権を規制する手段が目的達成の為に有効かつ必要最小限であるか、規制によって制約される被告人の権利と保護される公益の均衡がとれているかで判断される。

よって、弁護人は齋藤氏の逮捕起訴が公職選挙法の目的を達成するた

めに有効でも必要最小限でもないこと、及び公職選挙法の保護すべき公益に比して齋藤氏の政治活動の自由の制約が余りに大きく憲法21条1項に違反することを明らかにするため、以下の事実を主張、立証する。

① 恣意的な捜査・逮捕起訴が行われたこと

公職選挙法129条の目的は「立候補者間の公平」である。ところが、本件では、齋藤氏を含む高田陣営を狙い撃ちにした恣意的な捜査が行われており、それは立候補者間の公平を進んで害するもので、目的達成に有効であるどころか有害な規制というべきである。

② 警告から逮捕・起訴に至る手続きが手段として必要最小限ではなかったこと

政治活動の自由という重要な権利にかかる規制という観点からは、ビラの街頭配布のような頻繁に行われている行為について、警察が違法であると判断したとしても、まずは警告にとどめ、即座に逮捕・起訴すべきではない。そしてその警告も違法行為を明確に指摘すべきである。高田陣営に対して警告すらなされず、あるいは違法となっている箇所の指摘がない警告を受けた事実、そして当該警告に従いビラ頒布を中断したにもかかわらず齋藤氏が逮捕、起訴されたという事実は、警察・検察の手続きが必要最小限でなかったことを示す。

③ 齋藤氏らが違法な目的を有していなかったこと

齋藤氏は、これまで長年関与した多数の選挙において、ビラの内容も街頭頒布の方法も、本件と同様の方法で政治活動をおこなっており、齋藤氏はそれについて違反行為で検挙されたことがないことはもちろん、警告されたこともなかった。このことは、齋藤氏が、今回の選挙において、ことさらに候補者間の公平を害し、著しく候補者に有利な活動をする目的を有していなかったことを示している。つまり、仮に齋藤氏の行為が事前運動に該当するとしても、被告人の行為の何ら悪質なものでない。そのような事案について逮捕、起訴することは

公益保護との関係で均衡性がとれていない。

2 ビラの内容や頒布の方法について警告を受けたことがない

齋藤氏は、これまで30年以上選挙に関与してきたが、告示前に政治団体のビラとして、選挙が特定される状況で候補者の写真と氏名を掲載したものを作成し、そのビラを、告示日まで街頭で頒布する方法による政治活動を行い、それによって、特に新人候補者の知名度をあげて、告示後の選挙運動に繋げるような方策をとってきた。

このようなビラの作成と頒布の方法は、齋藤氏は、数十年前からとっており、また、齋藤氏がまったくかかわっていない選挙においても、同じような方法は、全国広く行われてきた。

また、齋藤氏は、ビラを街頭頒布する際、呼び掛けの言葉を一律に決めたことはなく、頒布する者の自由にゆだねるという方法をとってきた。これは、各人が、相手を見ながら自然に口に出るような呼び掛けの言葉の方が、相手の心を掴み、結果的にビラを受け取ってくれやすいとの判断からであった。

そして、齋藤氏は、選挙運動、政治活動をするにあたっては、違法行為にならないように、きわめて慎重であった。

齋藤氏は、以上のような方法で、ビラの頒布行為を行ってきたものであるが、ビラの頒布については、その内容についても、また、頒布の方法についても、これまで一度たりとも公職選挙法違反による警告を受けたことはなかった。

3 齋藤氏は、ビラの街頭頒布業者の名前も代金額も知らなかった

3月9日、高田とも子氏の選対会議では、市長選出馬ビラ（政治団体である「元気で明るい静岡をつくる会」が発行した「市長選出馬」の文字が大きく書かれた機関紙のこと。以下、同じ。）を、3月13日から市内のJR各駅前や繁華街などで、業者を通してアルバイトを使って街頭頒布することを決めていたが、どの業者に依頼するのか、費用がいく

らであるのかも決まっていなかった。その後、宮澤氏、高田隆右氏、田村氏らが確認して業者や費用額を決定し、その支払いもなされたが、選対会議で報告されたことはなく、齊藤氏を含め、他の会議のメンバーは、まったく知らなかった。

4 呼び掛けの言葉は宮澤氏だけで決めたこと

宮澤氏は、3月12日、街頭頒布の業務の依頼を受けた静岡プロフィットサービスの井上氏から、呼び掛けの言葉は、「高田とも子です。よろしくお願ひします。」でよいか確認され、宮澤氏自身の体験等から、その場で了承した。しかし、宮澤氏は、呼び掛けの言葉を上記のように一律に決めたことを、齊藤氏にも、選対会議にも報告しなかった。

5 アルバイトに対する呼び掛けの言葉についての指示

3月13日午前中から、予定どおり、上記の街頭頒布が実施され、プロフィットサービスから人の手配を依頼されたフルキャストが募集したアルバイトの者達は、一律に、上記呼び掛けの言葉によって、街頭でビラを頒布した。

ところが、アルバイトの者の街頭頒布中、通行人の一人から、呼び掛けの言葉が違法ではないかと問われたことで、13日午前11時13分、井上氏から宮澤氏に確認の連絡があった。しかし、宮澤氏は、呼び掛けの言葉は、もともとが自分だけの判断で了承したことで、選対会議で決まったことでもなかったため、齊藤氏に確認もしないまま、投票依頼ととられる言葉が付されなければ、「高田とも子です。よろしくお願ひします。」でよいと、井上氏からの電話で答えた。

そして、静岡プロフィットサービスの大石氏から、呼び掛けの言葉に問題はないとの答えを聞いたフルキャストの加茂氏は、アルバイト全員に対して、13日午前11時41分メールにより、呼び掛けの言葉について、再度、宮澤氏からの指示内容と同様の指示をした。

6 選管からの通報と警察の組織的な違法捜査

3月13日午後、静岡中央警察署は、静岡市選挙管理委員会事務局より上記街頭頒布が公職選挙法違反の疑いがあるとの通報を受けた。上記通報の内容は、上記ビラを、青葉イベント広場等で、「高田とも子です。よろしくお願ひします。」との呼び掛けの言葉で配布しているとの内容であった。

中央署は、上記通報を利用して、高田とも子の運動について、公職選挙法違反の捜査を開始することを決めた。ただし、その際、上記呼び掛けの言葉では、違法性が明確でないと考え、「高田とも子をよろしくお願ひします。」との呼び掛けの言葉で配布されているという、虚偽の事実を作り換え、その虚偽の事実によって捜査を開始すること、そうすれば、頒布行為の違法性が高いと言えるから、そのまま捜査を開始することも問題がないとして、高田陣営に対する警告をしないまま、組織的に事実をねじ曲げて捜査を開始した。

7 組織的な虚偽事実を記載した証拠

その結果、中央署は、同日である3月14日、選管の事務局員の太田智氏の供述をねじ曲げ、「高田とも子をよろしくお願ひします。」との呼び掛けの言葉で頒布している状況を現認したとの虚偽の事実を内容とする捜査報告書を作成した。その後、4月30日にも、選管事務局員の深澤伸江氏から、太田氏らから「高田とも子をよろしくお願ひします。」との呼び掛けで頒布していたことを聞いた旨の、虚偽の供述調書を作成した。

さらに、3月13日には、青葉イベント広場で、配布していた未成年者のアルバイト2名を中央署に任意で同行して取り調べた上、2人の調書の内容も、2人が、静岡プロフィットサービスから、「高田とも子です。よろしくお願ひします。」と指示され、そのとおりの呼び掛けをしていたにもかかわらず、「高田とも子をよろしくお願ひします。」との指示を受け、呼び掛けをしていたと、虚偽の内容の供述調書を作成した。

13日午後、上記アルバイト2名が中央署で取調べを受けていることに驚いた井上氏や宮澤氏は、状況把握等のため中央署にかけつけたが、同署警察官は、どのような事実で取調べをしているかも明らかにせず、取調べを終了した後も、各人の親に引き取りに来させ、高田とも子の選対のメンバーらには、接触させないようにして帰してしまった。

そして、中央署では、そのまま、高田とも子氏の選対に、街頭頒布については警告もしないまま、捜査をすすめる予定であった。

8 清水署による高田陣営に対する警告

ところが同日である3月13日午前、清水警察署の江場氏から、高田とも子氏の選対に対して、すぐに責任者が清水署に出頭するようにとの電話があった。ところが、事務局長水上氏は、その時点で千葉県の幕張にいたため、江場氏と電話で話をし、翌日に出頭することとなった。

この清水署の選対に対する連絡は、中央署とはまったく連絡をとりあっていない、独自の行動であった。

翌14日、清水警察署で、斉藤氏及び水上氏が、江場氏と面談し、市長選出馬ビラの街頭頒布行為について警告を受けた。警告において、違法と判断される行為のあった場所、時刻等が具体的に指摘された。しかし、斉藤氏らが、繰り返し強く求めても、どこが、なぜ違法と判断したのかという肝心な具体的理由については、江場氏は、一切、説明できなかった。

9 アルバイトによる街頭頒布はいったん3月14日で終了したこと

13日、市長選出馬ビラの街頭頒布の人の手配を行ったフルキャストは、静岡プロフィットサービスの業務を打ち切るとしたため、予定されていた14日以降のビラ頒布は中止された。

ただし、14日、15日は、高田陣営は、結局、同じ市長選出馬ビラを、街頭で、ボランティアが配布した。これは、中央署の対応の内容がはっきりせず、未成年者のアルバイトによる行為であることが問題であ

ったと、当初、選対メンバーに誤解があったこと、清水署の警告も判然としないものであったからである。

そして、市長選出馬ビラは、その後、ポスティング用に使用されることになり、市内全域に約20数万枚が、静岡プロフィットサービスによって連日ポスティングされた。また、当初、街頭頒布の費用として支払われていた分の費用も、その費用として扱われた。

これらの街頭頒布やポスティングに対しては、警察からの警告等はまったくなされなかった。

10 20日の選対会議において宮澤氏が、呼び掛けの言葉を異様に気にしていたこと

さらに、3月15日、水上氏らが、栗原弁護士に相談し、さらに20日、栗原弁護士と、齊藤氏、水上氏が、中央警察署に赴き、高橋管理官と面談した。ところが、高橋管理官からは、結局、違法であるとした具体的な理由について何らの指摘もされなかった。

そのため、20日夜の選対会議では、アルバイトによる街頭ビラ頒布の再開について検討されたが、その際、宮澤氏の提案により、呼び掛けの言葉をどうするかが議論された。その際、呼び掛けの言葉は、「高田とも子です。」や「よろしくお願いします。」は使用しないようにしようという宮澤氏の提案を受けて、結局、高田とも子の氏名を口にするともせず、よろしくお願いしますの言葉も使用しないで、単に、こんにちは等の挨拶の言葉で呼び掛けて頒布することに決まった。

さらに翌日になっても、宮澤氏が、再度、呼び掛けの言葉について注意したため、選対メンバーの藤田氏とは、雰囲気が悪くなるほどであった。

11 田辺陣営の違法行為に対して、警察は何の対応もしなかったこと

ちなみに、このときの静岡市長選挙における対立候補者で、現職であった田辺信宏陣営においては、告示前に、後援会の入会申し込み書をは

さみ込んだ後援会のチラシを、不特定多数の者に頒布するという、公職選挙法に違反する行為を行っていた。これは、通常、警察や選挙管理委員会がその事実を把握すれば、必ず警告を発するはずの、明白な違法行為であった。

今回、警察は、この田辺陣営の違法行為の事実を把握していることを認めていた。にもかかわらず、田辺陣営に対しては、警告すら発せず、もちろん、捜査を開始したこともなかった。

- 1 2 本件において争点となっている「市長選出馬ビラ」も、齊藤氏が、これまでの選挙で使ってきたビラと同様のビラであった。しかしながら、捜査当局は、市長選出馬ビラが違法性の高いビラであることを意識すべきであったとし、その理由として、3月10日の選対会議で、新聞折込業者である株式会社星広の星野副社長が、市長選出馬ビラの新聞折込を選挙違反になるので「拒否」したとする事実を挙げている。

しかしながら、真実は、星野副社長は、市長選出馬ビラを修正して新聞折込をすることを受諾したのである。捜査当局は、その事実を歪曲しようとして、星野副社長が、修正されたビラの新聞折込後の3月17日に、株式会社朝日オリコミの広告審査部局の責任者である杉山媒体渉外部長に対し、改めて「新聞折込されたビラに問題はないか」と問合せたという事実を隠ぺいした。星野副社長が朝日新聞静岡総局の西山総局長に対し新聞折込後に相談したという事実も、3月10日の選対会議で星野副社長が市長選出馬ビラを修正して新聞折込をすることを受諾したことを示すものである。

1 3 違法捜査のまとめ

本件で問題とされている齊藤氏の行為は、これまで全国的に広く行われ、何ら違法とされてこなかった政治活動以上のものではなく、悪質なものでないことはもちろん、齊藤氏はもちろん、選対メンバーの誰1人として、何ら違法性の意識もなかったものである。ところが、以上の

とおり、

- ① 警察・検察は、これまで違法ではないとされてきたビラ頒布による告示前の政治活動を、今回は、政治活動と選挙運動との区別の基準がはっきりせず、その意味で、公職選挙法の規定が漠然で不明確であることを利用して、事前運動罪、利害誘導罪に該当するとして、恣意的な捜査により、斎藤氏を含めて逮捕し、起訴してしまった。
- ② 警察は、当初から、組織的に、虚偽の証拠を作り上げて、その事実を前提にして捜査を開始した。これも、警察の恣意性を根拠づける事実である。
- ③ 中央警察署は、3月13日の街頭頒布行為の違法性について疑問であると判断したにもかかわらず、警告をしないまま捜査を開始したが、これに対して、清水警察署は、高田陣営に警告を発し、二つの警察署の対応は、ばらばらとなった。これは、同一市内の警察署間すら、明確な規制の基準が共有されていないということであり、公職選挙法の恣意的な適用がなされていることを示している。
- ④ 清水警察署の警告は、違法であると判断した理由についての説明がなく、違法行為の是正ないし防止の機能を果たしていないばかりか、これにより、高田陣営の活動に萎縮効果を生じさせるなど、過剰な制約となっていた。
- ⑤ 警告を受けて、それでも中止しなければ捜査を開始するという段階的規制が最小限の適正な規制である。ところが、3月13日の街頭頒布をもって、警告もしないまま、あるいは警告を受けて是正しているにもかかわらず、強制捜査により起訴している。
- ⑥ 同じ市長選挙の田辺陣営の事前運動は、違法性がより明確であったにもかかわらず、それに対する警告すらなされなかったにもかかわらず、警察は、差別的に、高田陣営の行為だけを警告や捜査の対象とし、起訴するに至った。これは、公平性の確保という公職選挙法の目的を

根本から没却する有害な規制である。

1 4 結論

以上の事実からは、斎藤氏に公職選挙法129条、239条1項1号を適用して逮捕、起訴したことは、公職選挙法の目的を達成するために有効でも必要最小限でもなく、公職選挙法の保護すべき公益に比して斎藤氏の政治活動の自由の制約が余りに大きい。よって同人の政治活動の自由を不当に侵害するものであるから、憲法21条1項に違反するものである。